



「徳島県立農林水産総合技術支援センター管理規則の一部改正（案）」について県民の皆さんのご意見を募集します。

徳島県立農林水産総合技術支援センター農業大学校への入学の許可を受けた者に係る保証人に関する要件を緩和することに伴う規則改正（案）の策定を進めているところです。

このたび、徳島県としての「改正案」をとりまとめました。

今後、より多くの皆さんのご意見をうかがい、反映させることで、さらによりよいものにしたいと考えています。ぜひ、あなたのご意見をお聞かせください。

1 ご意見の募集期間

令和6年2月9日（金）～ 令和6年3月9日（土）

2 ご意見の提出方法

ご意見を提出される方は、氏名及び住所を明記の上、次のいずれかの方法により、提出してください。（ホームページから投稿の場合は入力フォームにより、その他の場合は別紙により提出してください。）

①ホームページからの投稿の場合

https://www.pref.tokushima.lg.jp/public_comment/

②郵送の場合

〒770-8570 徳島県監察評価課県庁ふれあい室あて

※住所の記入は不要です。

③ファクシミリの場合

FAX：088-621-2862 徳島県監察評価課県庁ふれあい室あて

④持参の場合

徳島県庁1階 監察評価課県庁ふれあい室まで

（午前8時30分から午後6時15分まで（土・日・祝日を除く））



3 お問い合わせ先

（内容について）徳島県 農林水産部 農林水産総合技術支援センター
経営推進課 人材育成担当

電話：088-621-2429 FAX：088-621-2858

メールアドレス：keisuishinka@pref.tokushima.jp

（提出方法について）徳島県 監察局 監察評価課 県庁ふれあい室

電話：088-621-2096 FAX：088-621-2862

メールアドレス：fureaikouryuu@mail.pref.tokushima.jp

郵送される場合、切り取って宛名としてご利用ください。

〒770-8570

徳島県 監察評価課 県庁ふれあい室 行

（パブリックコメント）



Q1 「徳島県立農林水産総合技術支援センター管理規則」のどこを改正するのですか？

徳島県立農林水産総合技術支援センター農業大学校への入学の許可を受けた者に係る保証人に関する要件を緩和するため、第20条（誓約書の提出等）の規程の一部を改正するものです。



Q2 徳島県立農林水産総合技術支援センター農業大学校はどんなところですか？

徳島県立農林水産総合技術支援センター農業大学校は農業や関連産業を志す担い手に対して、実践的な教育・研修を行い、多様な農業人材を育成しています。

現在、「農業生産技術コース」と「6次産業ビジネスコース」があり、先進的な生産技術や農産物の加工技術等を学ぶことができます。



Q3 なぜ、徳島県立農林水産総合技術支援センター農業大学校への入学の許可を受けた者に係る保証人に関する要件を緩和するのですか？

徳島県立農林水産総合技術支援センター農業大学校は、新規就農者や農業関連企業への就職者を多く輩出しています。近年、高齢化に伴い農業従事者が減少する中、新たな農業人材を育成・確保していくことが重要とされております。

そこで、意欲ある多様な方々を受け入れ、より多くの農業人材を育成することができるようにするため、規則改正を行うこととしました。



Q4 どんな意見を出せばいいのですか？

別添資料をご一読いただき、徳島県立農林水産総合技術支援センター管理規則において今回改正を予定している事項について、修正案や新たに記述することが必要と思われる事項など、ご意見、ご提案をお寄せください。

（ → 別添資料を参照してください。）



Q5 提出した意見はどうなるのですか？

お寄せいただいたご意見は、規則の改正にあたり十分検討させていただき、可能なものについては改正に反映します。さらに、ご意見の概要及びこれに対する県の考え方を取りまとめた上で公表します。

なお、お寄せいただいたご意見等の公表に際しましては、住所、氏名等の個人情報、一切公表いたしません。また、ご意見に対する個別の回答は、原則としていたしませんのでご了承ください。